



## 被保険者・被扶養者 住民票住所・居所変更届 の 注意事項

1. 被保険者欄は、変更がない場合でもすべての項目を記入してください。
2. 消えないボールペンを使用し、訂正は二線抹消して訂正者氏名を自署してください。  
(修正テープ使用不可)
3. 変更(訂正)事由欄は該当する理由にすべてにチェックを入れて、変更(訂正)後の住所を記入してください。
4. **住民票住所は、医療機関等への受診に使用される資格確認の必須項目となりますので、市区町村に届け出たとおり正確に記入し、至急届け出してください。**

届出いただいた住民票住所が市区町村の登録と差異がある場合、正しいデータが登録できるまで、資格確認が利用できないことがありますのでご注意ください。

5. 単身赴任の被保険者が単身赴任の状態のまま住所変更した場合は、変更事由(1)被保険者のみ変更と②単身赴任に該当(会社の認めた単身赴任)を☑してください。
6. 変更事由④進学による一時的な別居に該当する被扶養者とは、学生証等の証明が取れる場合を指し、それに付随する被扶養者は⑤その他に該当します。
7. 事由(3)世帯全員変更の場合、被保険者の住所のみ記入してください。(被扶養者欄は記入不要)
8. 上記6.の理由以外で、同じ住所に複数の被扶養者がいらっしゃる場合、被扶養者欄に該当者すべての被扶養者氏名と住所を記入してください。
9. 変更事由⑤その他に該当する場合、毎年行う予定の一斉被扶養者調査時に金融機関を通した毎月の送金実績が必要です。
10. 直系尊属以外の三親等内の親族が変更事由⑤その他に該当する場合、被扶養者の資格を失いますので、被扶養者届(減少用)を必ず提出してください。